

徳島県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、土地改良区の役員の仕事の変更について届出があったので、同条第十七項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の名称	役員名	氏名	住所		変更年月日
			変更前	変更後	
那賀川土地改良区	監事	村瀬 雅信	小松島市坂野町字北大久保四七	小松島市坂野町字北大久保四八	平成二十九年四月二十一日